

1 検査結果

採水日	2024/8/23		2024/8/29	2024/8/29	2024/9/19	2024/9/19	2024/10/24	2024/10/24	2025/2/13	2025/4/23	2025/4/23	2025/6/11	2025/7/17	2025/10/2	2025/10/3	2025/10/3	2025/12/5	2026/3/30	2026/6/4	2026/6/4	2026/7/2	2026/8/5	2026/8/5
地点No.	No.2		No.1	No.3	No.1	No.3	No.4	No.5	No.6	No.1	No.5	No.1	No.1	No.4	No.5	No.1	No.1	No.1	No.5	No.1	No.1	No.5	
採水地点	※別リンク「採水箇所位置図」を参照してください。		緑が丘戦興宿舍北側	畜産団地南側水路上流	堀越堰入口付近	畜産団地南側水路上流	堀越堰入口付近	養豚場敷地先水路	秋和境付近農業用水路	養豚場敷地境界	畜産団地南側水路上流	秋和境付近農業用水路	畜産団地南側水路上流	養豚場敷地先水路	畜産団地南側水路上流	秋和境付近農業用水路	秋和境付近農業用水路	秋和境付近農業用水路	畜産団地南側水路上流	秋和境付近農業用水路	畜産団地南側水路上流	秋和境付近農業用水路	
採水日前日の天気	はれ		<もり時々雨(2 mm)	<もり時々雨(2 mm)	雨(12 mm)	雨(12 mm)	雨(3.0 mm)	雨(3.0 mm)	雨(1.0 mm)	はれ	はれ	雨(8.0 mm)	雨(5.5 mm)	雨(17.5 mm)	はれ	はれ	はれ	はれ	雨(45.5 mm)	雨(45.5 mm)	雨(3.0 mm)	はれ	
採水日当日の天気	はれ		<もり	<もり	<もり	<もり	はれ	はれ	はれ	雨(1.0 mm)	雨(1.0 mm)	雨(16.0 mm)	<もり	はれ	はれ	はれ	はれ	はれ	はれ	雨(14.0 mm)	はれ		
検査項目	単位	基準値 ※ ¹																					
水素イオン濃度 (pH)	—	6.0以上 8.5以下	7.1	7.8	8.0	7.8	7.9	6.9	8.6	7.8	8.1	7.9	7.8	7.9	—	7.9	8.8	7.9	8.0	7.9	7.9	8.3	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	8 mg/L以下	1.3	2.5	1.3	4.0	0.5	1.4	0.7	20	1.3	0.5	5.7	6.7	—	11	0.8	1.1	1.8	1.4	0.7	0.5	
浮遊物質 (SS)	mg/L	100 mg/L以下	3	31	3	27	3	9	2	63	12	2	100	18	—	20	2	20	14	42	4	3	
溶存酸素 (DO)	mg/L	2 mg/L以上	6.9	8.3	9.2	8.3	8.8	7.3	9.1	10.1	9.2	9.0	8.9	9.1	—	8.4	9.4	11.8	9.6	9.1	9.8	9.3	
アンモニア性窒素	mg/L	-	0.16	0.48	0.1未満	0.14	0.1未満	0.34	0.15	5.1	0.1未満	0.1未満	0.16	3.5	—	1.7	0.10	0.1未満	0.11	0.10	0.11	0.1未満	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10 mg/L以下	6.2	2.5	1.1	7.8	2.4	32.6	3.2	1.0	1.7	2.6	4.6	9.1	—	3.5	3.6	1.9	1.8	8.2	2.8	0.69	
全窒素 (T-N)	mg/L	-	8.2	2.8	1.3	8.2	2.7	36	3.4	17	2.2	3.1	8.0	14	—	6.5	3.8	2.3	2.3	8.6	3.7	0.81	
全リン (T-P)	mg/L	-	0.28	1.4	0.11	2.0	0.32	1.7	0.36	1.6	0.37	0.27	1.7	1.2	—	2.2	0.43	0.32	0.49	0.82	0.19	0.97	
銅	mg/L	※ ²	0.01未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01未満	—	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
大腸菌数	CFU/100 mL	※ ³	550	1,400	450	11,000	1,600	5,400	600	400,000	10,000	4,600	31,000	720,000	28,000,000	120,000	4,300	130	410	12,000	360	2,500	

※¹ 各検査項目の基準値の詳細については、「3 基準値について」を参照してください。

※² 農業用水の要望水質(水稲)(昭和45年 農林省公害研究会)による基準値は、0.02 mg/L以下です。

※³ 千曲川と同様の河川・類型Aの基準値は、300 CFU/100 mL以下です。

2 検査項目の説明

水素イオン濃度 (pH)	主として、水の成分の指標として用いられる。pH7未満は酸性、pH7は中性、pH7をを超えるとアルカリ性を示す。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	有機物による水質汚濁の指標として用いられる。溶存酸素が存在する状態で、水中の微生物が増殖呼吸作用によって消費する酸素量を指す。水質汚濁が進むほど、値が大きくなる。
浮遊物質 (SS)	主として、水の濁りの指標として用いられる。水に溶解しない固体成分(浮遊物)が多く存在すると、値が大きくなる。
溶存酸素 (DO)	水中に溶けている酸素量のことで、主として、有機物による水質汚濁の指標として用いられる。きれいな水では値が高くなり、非常に汚染された水では、ゼロに近くなる。
アンモニア性窒素	水中に含まれるアンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)とアンモニア(NH ₃)の合計量中の窒素分のことで、主としてし尿や家庭下水中の有機物の分解などに起因し、それらによる水質汚染の指標となる。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	水中に含まれる硝酸イオン(NO ₃ ⁻)及び亜硝酸イオン(NO ₂ ⁻)のことで、富栄養化の指標として用いられる。富栄養化が進行すると、値が大きくなる。
全窒素 (T-N)	窒素化合物の総量のことで、富栄養化の指標として用いられる。富栄養化が進行すると、値が大きくなる。
全リン (T-P)	リン化合物の総量のことで、富栄養化の指標として用いられる。富栄養化が進行すると、値が大きくなる。
大腸菌数	主として、人または動物の排せつ物による汚染の指標として用いられる。

3 基準値について

検査項目	基準値	基準 (法令・類型等)
水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	環境基本法・生活環境の保全に関する環境基準・河川・類型D
生物化学的酸素要求量 (BOD)	8 mg/L以下	
浮遊物質 (SS)	100 mg/L以下	
溶存酸素 (DO)	2 mg/L以上	
アンモニア性窒素	-	(参照する基準なし)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	環境基本法・人の健康の保護に関する環境基準
全窒素 (T-N)	-	環境基本法・生活環境の保全に関する環境基準・湖沼・類型 V
全リン (T-P)	-	環境基本法・生活環境の保全に関する環境基準・湖沼・類型 V
大腸菌数	-	環境基本法・生活環境の保全に関する環境基準・河川・類型D

※1の検査結果に照らす基準は、上記のものを参照しています。

※なお、基準値中の「-」は、参照する右側の基準において、基準値が設定されていないことを示します。